

三菱商事グループ贈収賄防止指針への ご理解とご協力のお願い

三菱商事株式会社（以下「当社」といいます）は、企業理念として掲げる「三綱領」の一つ、「処事光明」をビジネス活動の前提としています。「処事光明」とは、公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持することをいいます。当社は、当社役職員に対して、常にこの「処事光明」を念頭において、公明正大で品格ある行動を実践するよう求め、贈収賄についても厳格に禁止してきました。

当社は、外国公務員に対する贈賄を違法とした不正競争防止法改正を契機として、公務員等に対する不正な利益供与を防ぎ、また外部から疑惑や不信を招かぬよう、1998年に「不正な利益供与の禁止に関する基準」を制定しました。2002年には、公務員等に対する接待・贈答及び代理店やコンサルタント等の起用に関する具体的なガイドラインを制定し、厳格な贈収賄防止体制を確立しました。その後も、各国当局の動向や摘発事例を踏まえ、度重なる社内規程の変更・体制の見直しを行い、贈収賄防止の為に有効な仕組みの構築・運用に尽力してきました。2016年には、三菱商事及び子会社を含むグループ企業の役職員が贈収賄に巻き込まれないよう、各国の贈収賄関連規制や近年の摘発事例、並びに贈収賄防止のための当社取り組みをまとめた「贈収賄防止ハンドブック」を作成し、当社及び当社国内子会社役職員に配付しました。

当社の事業展開は、国内外のグループ会社の役職員や、海外の所属員も含めた連結・グローバルベースを前提としています。また、三菱商事グループのビジネスは世界各国の公務員等と接点を有する中、世界各国の贈収賄に対する規制や摘発は益々強化されています。ビジネスを取り巻くこのような内外の環境変化等を考慮し、三菱商事グループ全体としての贈収賄防止に向けた取り組みを更に強化するため、当社が2015年に公表した「三菱商事贈収賄防止指針」を改定し、対象を三菱商事グループ全体に拡大して、新たに「三菱商事グループ贈収賄防止指針」を制定・公表することと致します。

三菱商事グループ贈収賄防止指針には、三菱商事グループのお約束だけでなく、ビジネスパートナー及びお取引先の皆様へのお願いも含まれます。これは、贈収賄防止を含むコンプライアンスの徹底は、三菱商事グループの役職員はもとより、ビジネスパートナー及びお取引先の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えているためです。

ビジネスパートナー及びお取引先の皆様におかれましては、この指針をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2019年4月

三菱商事株式会社
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

神田 雅和